

2. 旅客・貨物輸送関係

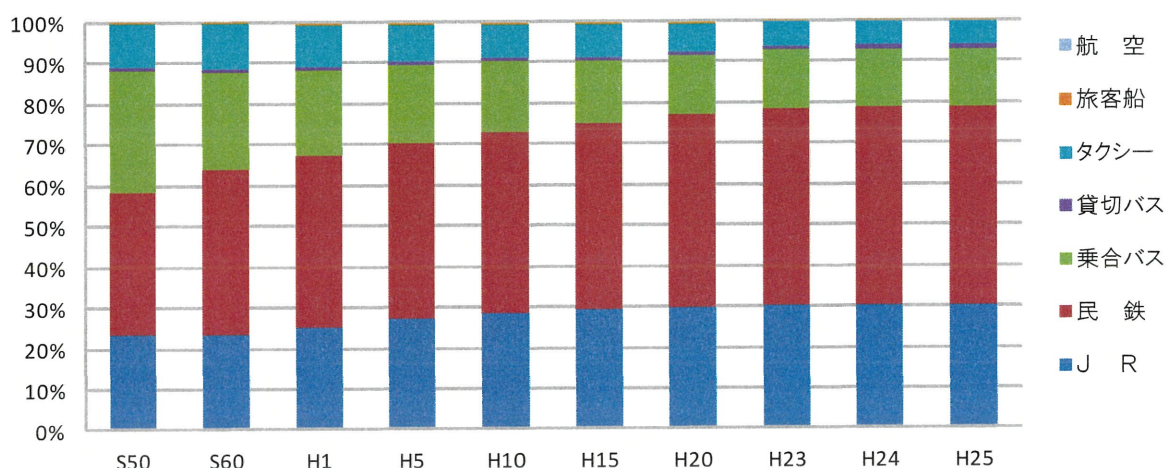
2-1 旅客輸送

(1) 旅客輸送の概要

平成25年度の全国の交通機関別旅客輸送分担率は、各モード別で鉄道78.8%・自動車20.6%・旅客船0.2%・航空0.3%であり鉄道が大きなウエイトを占めている。

分担率の推移のなかでも、乗合バス30.1%・タクシー10.6%（昭和50年度）であったものが、平成25年度においてはそれぞれ14.0%・5.5%と減少幅が顕著となっている。

全国の輸送機関別分担率（旅客）



(単位：%)	S50	S60	H1	H5	H10	H15	H20	H23	H24	H25
J R	23.3	23.4	25.3	27.1	28.6	29.4	29.7	30.2	30.2	30.2
民鉄	34.8	40.6	42.0	43.2	44.3	45.5	47.3	48.1	48.4	48.6
乗合バス	30.1	23.6	20.8	19.3	17.3	15.4	14.5	14.4	14.2	14.0
貸切バス	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1
タクシー	10.6	11.0	10.5	9.1	8.4	8.2	6.8	5.8	5.6	5.5
旅客船	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
航空	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

「資料：貨物・旅客地域流動調査」

(2) 乗合バス事業の概況

平成26年度の乗合バス（路線定期運行、西日本ジェイアールバスを除く）の輸送人員は、2,986万人で営業収入は約85億円だった。輸送人員は、昭和43年度の9,821万人をピークに年々減少し、ピーク時の約3割となっている。輸送人員の減少傾向は続いているものの、この5年では減少幅は小さくなっており、平成26年度は僅かに増加に転じている。これは、高速ツアーバスから新高速乗合バスへの移行されたこ

とが要因となっているもので、乗合バス事業者は分社化や路線再編成等により経営の合理化・効率化に努めているものの、依然として厳しい経営環境にある。

一方で、管内各市町において、地方公共団体・交通事業者及び地域住民等により構成される地域公共交通会議が設置・開催され、地域の公共交通の維持・活性化を目的とした、コミュニティバス（自家用有償旅客運送含む）・デマンドタクシー等の運行が年々増加しており、地域の交通利便向上を図っている。

最近5年間の事業者数・車両数の推移

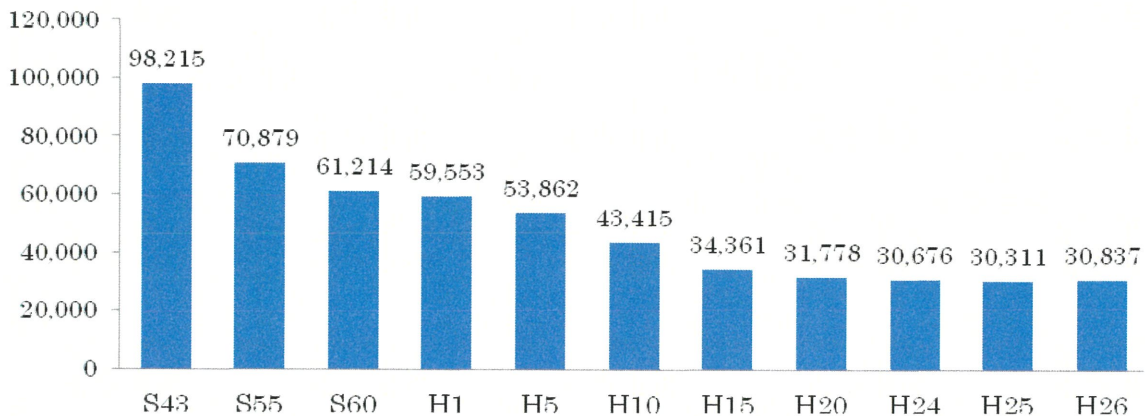
【路線定期】	H22	H23	H24	H25	H26
事業者数	14	16	15	17	17
車両数	608	618	626	598	649

注 ・事業者数は、県内に主たる事務所を有する路線定期運行を行う事業者数を計上した。

（ほか、平成26年度は区域運行事業者：13者、路線不定期運行事業者：1者が運行）

・車両数については、路線定期運行を行う全事業者の届出車両数を計上した。

県内の乗合バス輸送人員の推移（千人）



① 都市部におけるバスの活性化

金沢市では、平成11年2月オムニバスタウンの指定を受け、「金沢ふらっとバス」やノンステップバスの導入、バス停整備、都市新バスシステムの拡充など利便性を高めてきた。また、交通系ICカード（アイカ）が平成16年度より本格導入される等、関係機関との連携のもと、走行環境の改善、バス利便性の向上のための施策が推進されている。また、新金沢市総合交通計画（平成13年～22年）及び新金沢交通戦略（平成19年～27年度）の策定、条例等の制定など、過度にマイカーに依存した社会からの脱却を目指し、歩行者と公共交通を優先するまちづくりに取り組んでいる。

金沢市以外でも、各地でノンステップバスの導入、コミュニティバスの導入等地域に密着したバス交通の活性化方策が取り組まれている。

② 地方バス路線の維持

地方バス路線の維持については、平成12年の道路運送法改正により補助制度の改正が行われ、地方自治体にその役割のウエイトが移ることとなった。国としては、広域的幹線ルートのみを補助の対象とし、それ以外の路線維持については地方財政措置で対応することとなった。さらに、改正道路運送法の附帯決議において、地方の生活交通として必要な乗合バスの確保と活性化策を協議するため、各都道府県に「地域協議会」が設置されることとなり、当県においても平成13年3月に地域協議会が設置されている。国による「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」については、平成26年度実績は7者13系統を対象とし、補助額は合計35,964千円となっている。

なお、国の補助制度の対象とならない路線については、石川県が単独補助制度を設けて関係市町とともに路線維持に努めることとしているが、財政基盤の弱い市町の財政措置が課題になっている。そこで、これまでの公共交通に関する支援策を抜本的に見直し、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした「地域公共交通確保維持改善事業」制度が平成22年度末に創設されている。

③ 一般乗合旅客自動車運送事業の多様化

平成18年道路運送法改正に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の対象範囲の拡大や運賃・料金の規制緩和が図られたことにより、区域運行（乗合タクシー等）を行う事業者が増加している。区域運行は、地域公共交通会議等による地域の合意形成のもとに行われる運行の態様の一種で、きめの細かい住民輸送への対応が可能である。

国土交通省では、「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」を策定し、地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークの構築されるよう、地方公共団体をはじめとする関係者の理解に努めている。

(3) 貸切バス事業の概況

県内の平成26年度末における貸切バス事業者は、前年度から増加し63社であり、車両数は593両となっている。平成26年度の輸送人員は約313万人で、平成元年度と比べて約5%増となっているが、営業収入は約34%減少しており、厳しい経営環境にある。

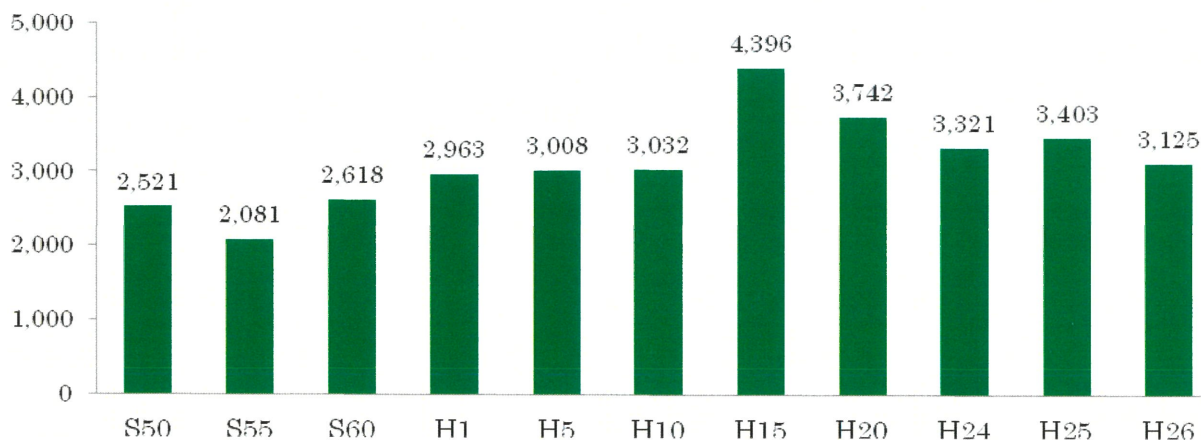
最近5年間の事業者数・車両数の推移

【貸切】	H22	H23	H24	H25	H26
事業者数	59	59	57	62	63
車両数	611	585	581	575	593

注 ・事業者数は、県内に主たる事務所を有する事業者を計上した。

・車両数については、県内の届出車両数を計上した。

県内の貸切バス輸送人員の推移（千人）



貸切バスについては、平成22年9月に総務省から出された「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を受け、国土交通省では「バス事業のあり方検討会」を立ち上げ、近年の乗合バス、貸切バスを巡る状況を踏まえて、バス規制の見直しの方向性の検討を行うこととし、平成24年4月に高速ツアーバスと高速乗合バスは安全面の要件を厳格化した新たな高速乗合バスに制度の一本化を図ることとして最終報告が取りまとめられた。平成25年8月には、許可を受けて高速乗合バス事業者が貸切バス事業者に事業管理を委託できる制度が整備されるとともに、需要動向に対応した運行計画・運賃設定に対応した新高速乗合バス制度に移行した。

また、平成24年度には、貸切バス関係者で構成される「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」が設置され、合理的で実効性のある運賃・料金制度の構築に向け検討が進められ、平成26年3月にとりまとめが行われた。これを受け、平成26年4月から安全コストを踏まえた適正な原価水準の計算に基づく「時間・キロ併用制運賃方式」を基本とする新運賃・料金制度が導入されている。

(4) タクシー事業の概況

① タクシー事業の傾向

県内のタクシー事業者は、法人（県外に主たる事務所を有する事業者を含む。）149社、個人271者で車両数は2,200両となっている。このうち、約72.5%の1,595両を金沢交通圏の事業者が占めている。

平成26年度の輸送人員は約1,027万人で、平成元年度と比較して輸送人員で約62%、営業収入でも約50%減少しており、タクシー事業は依然として厳しい経営環境下にあるが平成27年3月に北陸新幹線金沢～長野間が延伸開業したことから、利用者の増加が期待されている。

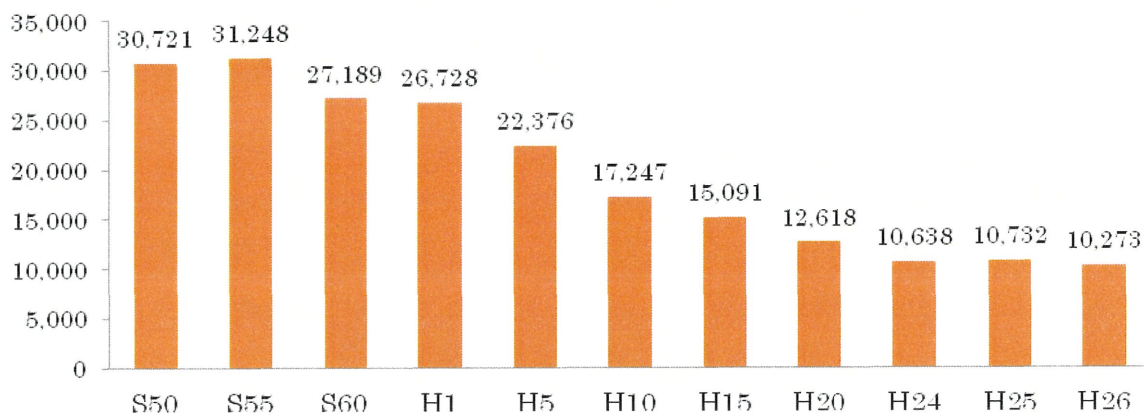
輸送サービスの面では、先進的な配車システムの導入等により利用者ニーズへの対応や業務の効率化に努めている。また、障害者や高齢者の需要に応えるためユニバーサルデザインタクシーの導入、子育て支援タクシーの導入など新たな需要喚起にも取り組んでいる。

最近5年間のタクシー事業者数・車両数の推移

【乗 用】	H22	H23	H24	H25	H26
事業者数	454	439	435	433	420
車 両 数	2,338	2,303	2,248	2,200	2,200

注) 法人事業者（県外に主たる事務所を有する事業者を含む。）及び個人タクシーの合計

県内のタクシー輸送人員の推移（千人）



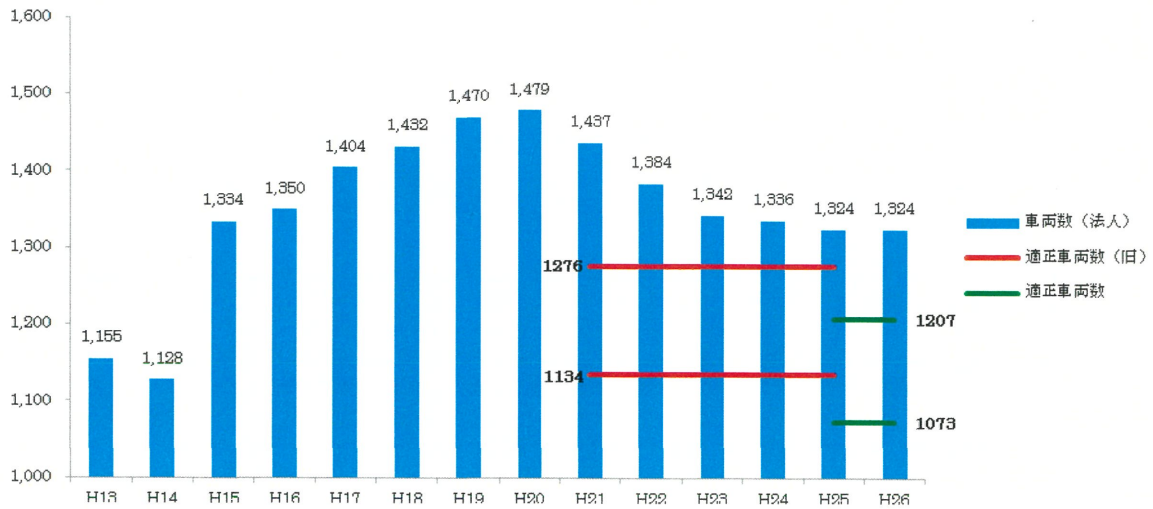
②タクシー特措法について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下、「タクシー特措法」という。）が平成21年10月施行され、同法に基づき、金沢交通圏と南加賀交通圏が特定地域に指定された。

その後平成26年1月27日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に改正施行され、同法に基づき金沢交通圏と南加賀交通圏が準特定地域に指定され、平成26年2月10日、両交通圏合同での協議会を開催した。この協議により、規制緩和以降続いていた、新規参入事業者の下減割れ運賃との過当競争は全ての事業者が公定幅運賃内に収まり解消したところである。

また、平成27年2月2日に運輸局から「金沢交通圏」が特定地域への候補として通知を受けたところで、平成27年度に協議会を開催し、特定地域の指定を受けタクシー事業の適正化・活性化を図ることとするかを協議することとしている。

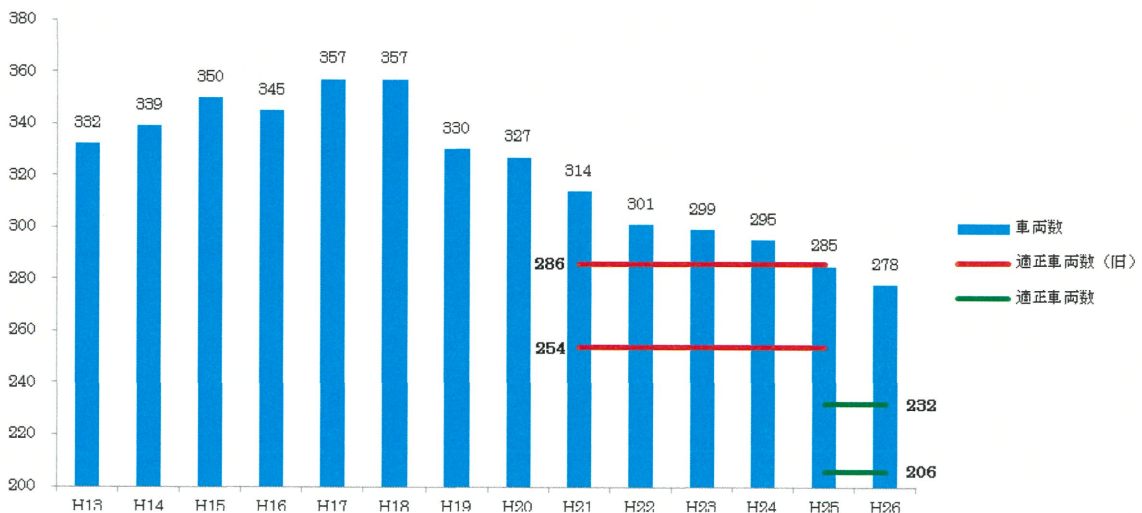
金沢交通圏タクシー車両数（法人タクシー）



適正車両数（旧）：平成21年10月26日に示された数（平成16年度から20年度までの輸送実績から算出）

適正車両数：平成27年1月27日に示された数（平成21年から25年度までの輸送実績から算出）

南加賀交通圏タクシー車両数



適正車両数（旧）：平成22年1月21日に示された数（平成16年度から20年度までの輸送実績から算出）

適正車両数：平成27年1月27日に示された数（平成21年から25年度までの輸送実績から算出）

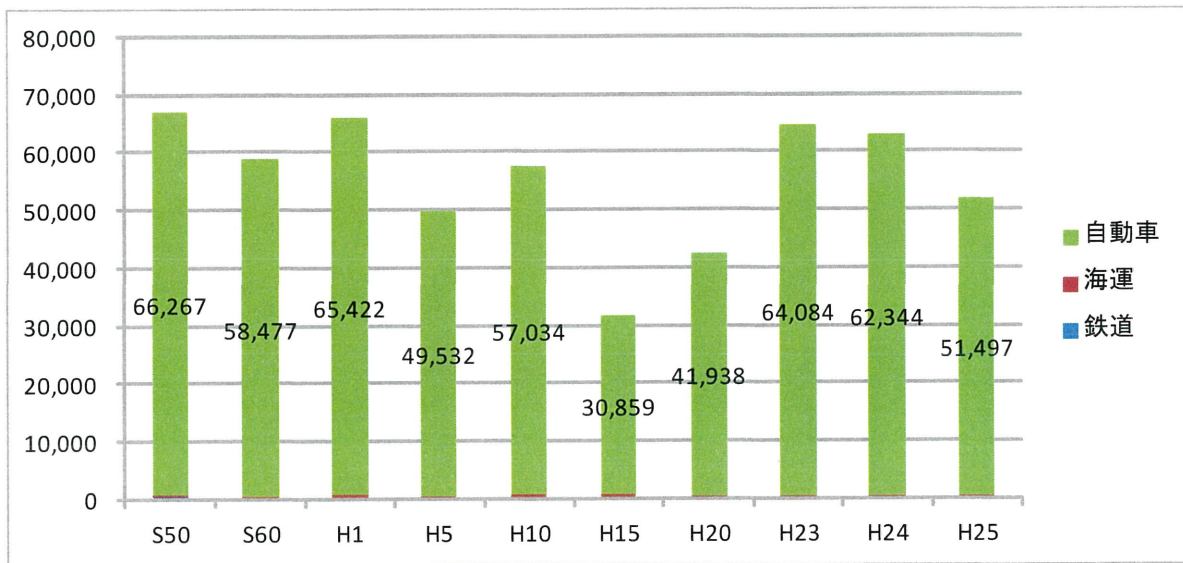
2-2 貨物輸送

(1) 貨物輸送の概要

石川県のトンベースの貨物総輸送量（発・着・域内の合計）は、平成25年度で6,303万トンとなっており、前年度（24年度）比で15.5%減となっている。

平成25年度の貨物輸送の輸送機関別分担率（発・域内貨物）は、鉄道0.17%、海運0.83%であるのに対し自動車は99.0%となっており、貨物輸送は自動車輸送に大きく依存している状況となっている。

県内の貨物輸送の機関別輸送量（発・域内貨物）（千トン）



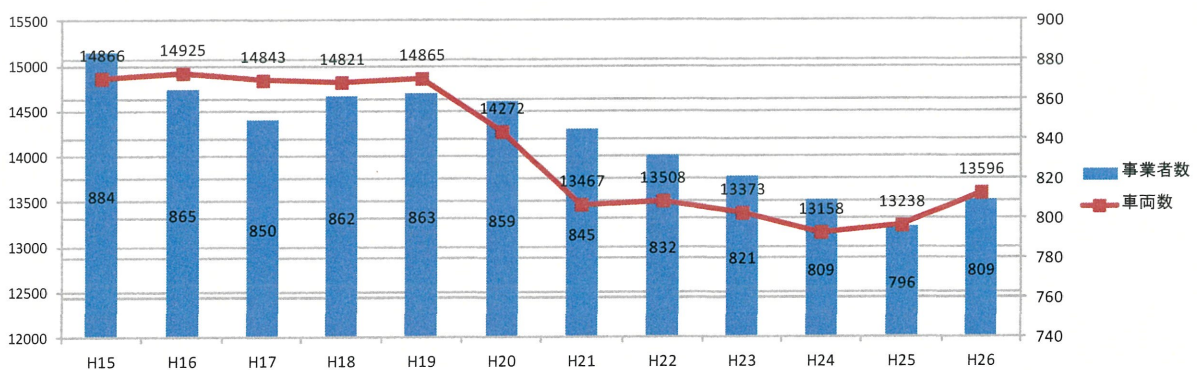
「資料：貨物・旅客地域流動調査」

(2) トラック事業の概況

トラック事業は、労働時間短縮の問題に加え、軽油価格の上昇、NOx対策・CO₂排出量削減等地球環境問題への対応など社会的コスト負担が増大する一方、社会的な輸送コスト削減の要請が強く、景気低迷による需要減などにより厳しい経営環境にある。また、県内の一般トラック事業者を事業規模別では小規模事業者が多く占めている。

平成26年度末現在、県内に主たる事務所を置くトラック事業者数は809社であり、県内の営業車両数は13,596両である。このほか、貨物軽自動車運送事業者は1,290社（1,992両）である。

なお、貨物自動車運送事業における輸送の安全の確保、輸送秩序の確立等の指導及び啓発活動など貨物自動車運送の適正化のため、一般社団法人石川県トラック協会が地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に指定されており、指導員6名の体制により巡回指導、街頭パトロール等の活動を行っている。



(3) トラック事業者と荷主のパートナーシップ構築セミナー

平成26年2月に、一般社団法人石川県トラック協会と共催で、トラック運送事業における書面化、燃料サーチャージ制度、軽油価格の情勢、労働災害防止といった内容で「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を開催した。

2-3 輸送の安全

(1) 運輸安全マネジメント

平成17年当時、バス車両の転覆事故、トラック車両の踏切での衝突事故等ヒューマンエラーが原因と見られるトラブルが全国的に多発したことから、「ヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」の提言を受け、安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ることを目的に、かつその安全管理体制を国が監視する「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。

平成21年10月には、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、安全マネジメントの評価対象の拡大など、実施要領が改正された。

また、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、平成25年10月より全ての貸切バス事業者及び高速乗合バス事業者（貸切バス事業者への管理の委託許可を受けている事業者に限る。）に対して、安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者の選任・届出が義務付けられた。

【石川県内の安全管理規程届出等義務付け事業者数（自動車モード）】

バス	タクシー（300両）	トラック（300両）	計
63	0	1	64

（石川県内の安全管理規程届出等義務付け事業者）

- ・ バス事業者・・・全ての貸切バス事業者及び高速乗合バス事業者（貸切バス事業者への管理の委託許可を受けている事業者に限る。）
- ・ トラック事業者・・・(株)シンクラン

(2) 輸送の安全確保

平成元年の貨物自動車運送事業法制定、平成14年の道路運送法改正、平成15年の貨物自動車運送事業法の改正により、旅客・貨物自動車運送事業とも参入規制の緩和、運賃及び料金規制の見直し等が順次行われ、弾力的な事業経営が可能になった。

一方で、自動車運送事業の基本となる輸送の安全確保については、規制を強化することとし、飲酒運転等の悪質違反に係る指導監督義務違反や過労運転、過積載運行等の輸送の安全を阻害する行為に係る行政処分の基準強化を行うとともに、監査体制の充実・強化を図っている。

平成21年10月には、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえた、監査方針の改正及び処分基準の強化等が図られた。さらに、平成22年4月には、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付け等の改正が行われ、平成23年5月から実施された。

また、平成25年4月にとりまとめられた「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」報告書等を踏まえ、平成25年10月より監査方針、処分基準等が

改正され、「悪質な事業者に対する集中的な監査実施」「街頭監査の創設」「重大・悪質な法令違反に対する処分の厳格化」等が行われた。平成26年5月より、「旅客課運送事業における運行管理制度の強化」として旅客自動車運送事業運輸規則が改正され、「過労防止等」及び「運行管理」が強化された。

(平成26年度における監査・処分状況)

事業別	監査件数	処分件数
一般貨物自動車運送事業者	21	16
一般乗合旅客自動車運送事業者	3	2
一般貸切旅客自動車運送事業者	5	6
一般乗用旅客自動車運送事業者	5	7
(合計)	34	33

(3) 運行管理者・整備管理者制度

輸送の安全確保を図るためには、運行管理体制の確立とその適正な運営が必要不可欠である。このため、自動車運送事業においては、営業所における車両数に応じて運行管理者及び整備管理者を選任することとされている。運行管理者及び整備管理者については、それぞれ研修の受講が義務付けられている。

また、旅客自動車運送事業者については、平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心プラン」に基づき、平成26年5月より、事業用自動車の運行中は、電話等を用いて乗務員に対し、必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととし、さらに、平成27年5月からは、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、乗合バス・貸切バスの運転業務に従事せずに、トラブルが発生した場合速やかに運行の中止等の判断・指示等を行える体制を整備しなければならないこととした。

(26年度業態別運行管理者数)

業態別	運行管理者数
バス	190
タクシー	225
トラック等	1682
合計	2097

(26年度業態別整備管理者数)

業態別		整備管理者数
事業用	バス	115
	タクシー	135
	トラック等	1155
小計		1405
自家用	レンタカー	195
	バス	335
	その他	65
小計		595
合計		2000

(26年度運行管理者の講習状況)

講習名	回数	受講者数				
		バス	ハイタク	トラック	その他	合計
一般講習	7回	125	99	700	3	958
基礎講習	2回	50	30	288	8	384
特別講習	1回	2	0	15	0	8

(26年度整備管理者の講習状況)

講習名	回数	受講者数
選任前研修	7回	170
選任後研修	6回	383

(4) 重大事故の状況

平成26年の事故状況について、件数は各業態とも前年とほぼ同数であった。その死者・負傷者数については、バス・タクシー等の旅客運送事業での負傷者数が前年より大きく減り、トラック等の貨物運送事業での死者・負傷者数が前年より増加した。

業態別重大事故件数

年		22年	23年	24年	25年	26年
バス	件数	16	17	8	9	17
	死者	0	1	0	0	0
	負傷	6	5	4	21	0
タクシー	件数	1	6	3	2	1
	死者	1	1	0	0	0
	負傷	0	5	2	2	1
トラック	件数	31	25	26	27	36
	死者	14	11	8	4	10
	負傷	18	29	22	14	29
合計	件数	48	48	37	38	54
	死者	15	13	8	4	10
	負傷	24	39	28	37	30

事故種別別重大事故件数

種類		22年	23年	24年	25年	26年
転	覆	3	4	8	5	1
転	落	3	1	1	3	2
火	災	2	2	2	3	6
踏	切	0	0	0	0	0
衝	突	11	15	14	10	16
死	傷	14	8	6	5	11
そ	の	15	18	6	12	18
合	計	48	48	37	38	54